

(案)

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市上下水道事業審議会
会長 大串 葉子

村上市上下水道料金の改定について（答申）

平成 29 年 10 月 6 日付け村下第 126 号で、当審議会に諮問された村上市上下水道料金の改定について、当審議会ですべてに審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので附帯意見を添えて答申します。

記

1 答申事項

(1) 水道料金の従量料金の額

1 m ³ 当たりの額	基本水量を超えて 50 m ³ まで	51 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ 以上
	135 円	140 円	145 円

(2) 下水道使用料の従量料金の額

一般排水に係る従量料金	汚水の排除量が 1 立方メートルを超えるごとに 167 円
1 月当たりの汚水認定排除数量 (計測装置を取り付けていない場合で家事用のみに使用される場合の水道水以外の水による排除量)	水道水以外の水のみを使用した場合 1 人当たり 8 立方メートル 水道水と水道水以外の水をともに使用した場合 1 人当たり 4 立方メートル

(3) 改定時期

令和 2 年 10 月以降速やかに改定することが適当と考えます。

(4) 附帯意見

答申後も経営指標の推移を見守りながら、不断の検証を行うべきと考えます。簡易水道・下水道については、地方公営企業会計が導入されることから、一定程度のデータが揃った段階で、基本料金と従量料金を併せて包括的に見直す必要があると考えます。

2 審議の経過

次の審議経過を経て1 答申事項に記載の結論を得たものです。

(1) 水道料金の従量料金に係る審議経過

村上市では平成 30 年 4 月に基本料金が統一され、現在は次のような従量料金となっています。

【合併前の村上市に係る区域】

1 m ³ 当たりの額	基本水量を超えて 50 m ³ まで	51 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ 以上
	125 円	130 円	135 円

【合併前の荒川町に係る区域】

基本水量を超えた量につき	1 m ³ 当たりの額
	105 円

【合併前の神林村に係る区域】

1 m ³ 当たりの額	基本水量を超えて 20 m ³ まで	21 m ³ から 50 m ³ まで	51 m ³ 以上
	160 円	170 円	180 円

【合併前の朝日村に係る区域】

基本水量を超えた量につき	1 m ³ 当たりの額
	185 円

【合併前の山北町に係る区域】

1 m ³ 当たりの額 (基本水量を超えた水量につき)	メーター口径 13mm～20mm	メーター口径 25mm～30mm	メーター口径 40mm～150mm
	100 円	130 円	150 円

当審議会では、事務局から提出された資料に基づき、合併協議及び村上市上下水道料金統一検討委員会の意見を踏まえながら審議を進めました。

水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化・耐震化対策に伴う更新需要の増大など多くの課題に直面しています。これらの課題に対応していくためには、適切な料金収入を確保し、将来世代にわたり持続可能な水道事業経営としていく必要があります。また、基本的なインフラである水道については、市民の生活や経済活動を守り、安全安心な水道水を安定供給していくことが期待されているところです。

こうした状況から、水道の従量料金については、現行料金で生じている旧市町村格差の解消を基本方針としつつ、適切な料金収入を確保できる料金体系のあり方につい

て審議を行いました。

算定期間については、令和2年度から令和6年度としました。また、算定方式については、中長期的な財政計画である経営戦略を策定していることから、資金収支方式としました。

従量料金体系については、一般家庭などに配慮して段階別逓増制を採用しましたが、大口利用者に過度な負担増とならないよう段階区分を3区分としました。また、算定期間内の村上市水道事業経営戦略（平成29年3月策定）投資・財政計画において、經常収支比率110%を確保できる料金単価とすることが妥当であると判断しました。

用途区分における「温泉旅館用」、「船舶給水用」、「公衆浴場用」、「私設消火栓」については、平成26年度の基本料金改定時に従量料金も統一済みであることから改定を行わないこととしました。

(2) 下水道使用料の従量料金に係る審議経過

村上市では平成30年4月に基本料金が統一され、現在は次のような使用料区分となっています。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区
基本料金 (10 m ³ まで)	1,500 円				
従量料金 (10 m ³ を超え、1 m ³ 当たり)	110 円	180 円	200 円	140 円	140 円

下水道使用料の対象となる経費は下水道事業を維持していくために必要な施設の維持管理費や人件費などと施設の建設のために要した経費である資本費が対象となります。

今回、当審議会に従量料金の改定について単価と改定時期についての諮問があったところですが、本来、料金改定の検討には基本料金と従量料金を一体的に検討する必要があります。しかし村上市では基本料金の統一が平成30年4月でようやく終了したばかりで、従量料金の改定のみで対象経費を賄おうとすることには無理があり、従量料金が著しく高額にならざるを得ません。

また、下水道使用料と浄化槽の維持管理費を比較し下水道使用料が高額となった場合、下水道への加入接続が進まず将来の下水道事業の安定的な経営に悪影響となる恐れもあります。

そこで当審議会では平成29年度の実績と平成28年度に作成した村上市下水道事業経営戦略の財政計画を基にした令和2年度から6年度までのシミュレーションにおいて、年間維持管理費を有収水量で除した値である有収水量1 m³当りの汚水処理費を今回の料金改定の目安とし、統一を図ることが妥当と判断いたしました。

なお、村上市の下水道事業においては令和2年度から地方公営企業会計の導入が予定されています。地方公営企業会計導入後、財務諸表等により明らかとなってくる経

営状況や資産状況、また人口減少などの村上市を取り巻く様々な状況を把握しながら、基本料金及び従量料金、累進制などの料金体系も含め不断に検証を行い、一体的に見直しを行っていくことが必要であると考えます。

(3) 改定時期に係る審議経過

従量料金の改定時期については、急がれるところではありますが、条例改正後、市民への周知や料金システムの改修に要する期間並びに消費税率の改定に伴う市民生活への影響を考慮し、令和2年10月以降のなるべく早い時期が妥当と判断しました。

(4) 審議会の開催状況

	期日・場所	審 議 事 項
第1回	平成29年10月6日(金) 村上市役所第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 審議会の運営に関する事項について ・ 上下水道事業の概要 ・ 上下水道料金の現状(経緯)について
第2回	平成30年2月14日(水) 村上市生涯学習推進センター大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道料金設定(従量料金)の考え方について ・ 上下水道料金(従量料金)のシミュレーションについて
第3回	平成30年7月25日(水) 村上市役所第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金(従量料金)のシミュレーションについて ・ 下水道使用料(従量料金)のシミュレーションについて
第4回	平成31年1月16日(水) 村上市教育情報センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料(従量料金)について ・ 水道料金(従量料金)について
第5回	平成31年4月24日(水) 村上市教育情報センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金(従量料金)について ・ 下水道使用料(従量料金)について
第6回	令和元年7月26日(金) 村上市役所第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について ・ 答申

村上市上下水道事業審議会委員名簿

(任期：平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日)

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	大 串 葉 子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	
副会長	鷺 見 英 司	新潟大学 経済学部経営学科准教授	
委 員	鈴 木 信 嘉	公認会計士・税理士	
委 員	梅 田 久 子	村上市消費者協会会長	
委 員	三好涼太郎	公益社団法人日本水道協会	平成 29 年 10 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
委 員	竹 谷 省 吾	公益社団法人日本水道協会	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	小 林 誠	公益社団法人日本水道協会	平成 31 年 4 月 1 日～
委 員	齋 藤 勉	地方共同法人日本下水道事業団	平成 29 年 10 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
委 員	吉 野 敦	地方共同法人日本下水道事業団	平成 30 年 4 月 1 日～
委 員	渡 辺 明	水道の使用者及び下水道の受益者	
委 員	佐 藤 あ い	水道の使用者及び下水道の受益者	